

高取まちづくり協議会

第4回 通常総会



日 時 平成24年5月21日(月)
午後7時00分から
会 場 高取公民館 会議室(2階)

高取まちづくり協議会

第4回通常総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
 - 第1号議案 平成23年度 事業報告の承認について P 2
 - 第2号議案 平成23年度 収支決算の承認について P 3
 - 第3号議案 平成24年度 事業計画(案)の承認について P 4
 - 第4号議案 平成24年度 収支予算(案)の承認について P 5
 - 第5号議案 役員(案)について P 6
- 4 来賓のあいさつ
- 5 閉会のことば

参考資料

- ・ 代表理事・理事・会員・協力団体名簿(案) P 7
- ・ 実施事業グループ編成名簿(案) P 10
- ・ 規約 P 11
- ・ 備品項目 P 15

平成23年度 高取まちづくり協議会事業報告書

第1号議案

1. 事業実施の方針
 高取まちづくり協議会は、論地町、向山町、本郷町、清水町の高取小学校区内の住民が互いに協力をし、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに「心ふれあう安全・安心なまちづくり」を推進することを目的として、下記の事業を実施した。具体的には、防犯事業、防災事業、コミュニティケーション事業、環境美化事業を実施した。

2. 事業の実施に関する事項

区分	事業内容	実施日	実施場所	実施状況	
1) 防犯事業	防犯パトロール (たかとりパトロール隊)	4月～3月	高取小学校区	週6回程度 パトロール日数216日 参加人数延べ622名 ・夏休み期間には、高取小学校先生の協力を得た。(10日間) ・年末特別パトロール(12月28日～31日) 参加人数延べ 28名	
	徒歩パトロール	5月16日(月)、7月15日(金) 9月15日(木)、11月15日(火) 1月16日(月)、3月15日(木)	高取小学校区	高浜シルバ-人材センター様 参加人数延べ120名 ()はパトロール実施した場所	
	散歩パトロール	6月19日(日)【論地町】、7月10日(日)【向山町】 9月4日(日)【本郷町】、10月2日(日)【清水町】	高取小学校区	高取婦人会様 参加人数延べ480名	
	緊急パトロール	毎週水曜日と金曜日	高取小学校区	参加人数 2名	
	青色防犯パトロール講習 会の参加	24年2月28日(火) 5月11日(水) 6月28日(火) 10月7日(金)	高取小学校区 中央公民館にて 中央公民館にて 中央公民館にて	参加人数 新規19名 更新10名 参加人数 新規1名 更新3名 参加人数 新規2名 更新2名	
	防災訓練	9月4日(日)	高取小学校区	台風警報により中止	
	3) あいさつ 声かけ事業	世代関係なくあいさつしあえるまちは安心なまちづくり につながることを狙いとし、あいさつ・声かけを推進し た。	4月～3月 7月13日(水)14日(木) 9月募集、11月20日(日)表彰式	高取小学校区 高取幼稚園、高取保育園 高取小学校、高取幼稚園、 高取保育園から募集	あいさつ実践は、分別収集(拠点17箇所)、交通安全指導時(11箇所)と幼 稚園・保育園付近、高取小学校あいさつ運動時に各従事者にタスキをか けていただいた。あいさつ運動を実施した。 例年にもない園児たちにも「あいさつワッペン」を配布した。 元気なまちづくりと犯罪抑止の効果を期待して、親子で考えるあいさつ標 語を募集し、入選者19名の表彰式を行った。また優秀作品2本を顕彰書 にして高取小学校正門横と前橋の欄干へ設置した。標語応募数87作品 子どもを中心とした世代間交流(子ども会を中心として行う) ペットボトルキャップ分別回収 3月末までの累計104145個 カラス避けネットを各町内会へ配布した。 神田川堤防に咲く彼岸花の見ごろに合わせ、観賞を兼ねたウォーキング を行った。参加者 30名 がーディング講習会 延べ参加人数44名。 高取公民館玄関にひまわりを植えた。(6月19日) 自慢の名所「神田川」を目指し、一般募集をかけて彼岸花の球根植えを 行った。一般名目参加者 123名 環境整備として草刈りを行った。 (間伐は12/7～9、15～18 神田川橋～論地橋間) クスギの木を5本植栽した。
		ふれあい交流事業	4月～3月	まち協事務所・高取公民館	
		ごみ分別収集の指導	4月～3月	高取小学校区	
		不法投棄等防止事業	4月～3月	神田川中学橋から前橋間	
4) まちなか 美化事業	まち発見ウォーキング事業	9月17日(土)	藤浦園芸舎		
	がーディング事業	5月14日(土)、12月17日(土) 7月4日(日) 5月8日(日)、7月10日(日) 9月11日(日) 24年3月4日(日)	神田川中学橋から法警橋間 神田川中学橋から法警橋間 五反田グラウンド北側		
5) 神田川「花と緑ふれあい公園」事業	神田川周辺木の間引きや草刈りなどを行いながら、自 慢となる高取地区となるよう彼岸花を植えて、地域の 人たちがふれあえる、憩える場所づくりを行った。				
6) 広報誌「いなほ」発行事業	まち協活動の広報と地域の話題等を発行した。	4月、9月、24年3月	高取小学校区	高取地区区約2千世帯	
7) ハート整備事業	暗闇解消対策で太陽光LED照明灯を設置した。	12月	高取小学校区	本郷町に3基、論地町(児童遊園)に1基	

第2号議案

平成23年度 高取まちづくり協議会収支決算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位:円)

I 収入の部	科目	予算額	決算額	対予算差額	備考
1	補助金等収入	6,965,000	6,750,000	△ 215,000	市からの交付金(未実施事業返還¥215,000)
2	参加費収入	30,000	44,000	14,000	ガーデニング講習会参加費
3	雑収入	30,000	37,392	7,392	預金利息、ｺｰﾍﾞｰ代
4	前年度繰越金	1,650,845	1,650,845	0	
5	ﾊｰﾄﾞ整備事業交付金	900,000	900,000	0	年度途中からの事業
収入合計		9,575,845	9,382,237	△ 193,608	

II 支出の部	科目	予算額	決算額	残額	備考
1	事業費	6,840,000	6,253,677	586,323	
1)	防犯パトロール事業	1,362,000	1,218,924	143,076	
	青パト事業	1,180,000	1,172,684	7,316	燃料、保険、車検、青パト修繕、謝礼、飲料 【ﾊｰﾄﾞ整備事業へ200,000円流用】
	徒歩パト事業	99,000	19,340	79,660	飲料代、謝礼
	緊急パト事業	35,000	2,000	33,000	謝礼
	散歩パト事業	48,000	24,900	23,100	飲料代
2)	防災事業	331,000	108,000	223,000	
	防災講演会の開催	77,000	0	77,000	(72,000円未実施事業にて返還)
	まち協防災訓練	254,000	108,000	146,000	町内会訓練費 (まち協防災訓練143,000円未実施事業にて返還) 【ﾊｰﾄﾞ整備事業へ120,000円流用】
3)	あいさつ・声かけ事業	750,000	695,350	54,650	
	あいさつ・声かけ活動事業	250,000	195,350	54,650	ﾌｯﾊﾟﾝ、横断幕、賞品代
	ふれあい交流事業	500,000	500,000	0	子ども会交流事業費
4)	まちなか美化事業	240,000	157,591	82,409	
	ごみ分別収集の指導	7,600	7,536	64	かご類【不法投棄より600円流用】
	不法投棄等防止事業	67,400	54,495	12,905	ｶﾗｽﾞﾈｯﾄ【ごみ分別収集へ600円流用】
	まち発見ﾌｳｰｷﾝｸﾞ事業	73,000	3,560	69,440	飲料代【ｶﾞｰﾃﾞﾆﾝｸﾞ事業へ12,000円流用】
	ｶﾞｰﾃﾞﾆﾝｸﾞ事業	92,000	92,000	0	講習会参加費、種【ﾌｳｰｷﾝｸﾞより12,000円流用】
5)	稗田川花と緑ふれあい事業	2,627,000	2,626,762	238	球根・花木代、草刈機2台、PR代、お土産等、間伐代 【予備費より84,000円充用】
6)	広報誌いなほ発行事業	210,000	127,050	82,950	印刷代3回
7)	ﾊｰﾄﾞ整備事業	1,320,000	1,320,000	0	防犯灯4基(交付金900,000円と青パト事業、防災事業、予備費より計420,000円流用し年度途中に予算新設)
2	管理費	2,711,000	1,972,848	738,152	
1)	謝礼	1,860,000	1,430,400	429,600	団体・事務局謝礼、役員・事業活動費
2)	会議費	100,000	53,884	46,116	飲料代
3)	旅費交通費	8,000	0	8,000	
4)	消耗品費	200,000	182,812	17,188	事務用品、雑費
5)	通信運搬費	43,000	38,112	4,888	電話代・切手代
6)	手数料	300,000	215,021	84,979	複写機ﾘｰｽ・ｺｰﾍﾞｰ代、ﾌｧｲﾙ代
7)	保険料	200,000	52,619	147,381	活動保険料
3	予備費	24,845	0	24,845	【ﾊｰﾄﾞ整備へ100,000円、稗田川へ84,000円充用】
支出合計		9,575,845	8,226,525	1,349,320	

次期繰越収支差額	収入	支出	残額	次年度へ繰越
	9,382,237	8,226,525	1,155,712	

監査報告

上記の収支決算報告について詳細に監査の結果、適正であることを認めます。

平成24年4月27日

監事 杉浦正博

監事 見澤正弘

第3号議案

平成24年度 高取まちづくり協議会事業計画書 (案)

1. 事業実施の方針

高取まちづくり協議会は、論地町、向山町、本郷町、清水町の高取小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、「心ふれあう安全・安心なまちづくり」を推進することを目的として、下記の記事を計画実施する。具体的には、防犯に関する事業、防災に関する事業、環境美化に関する事業、地域での活動を行う。

2. 事業の実施に関する事項

区分		事業内容											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1) 防犯事業	防犯パトロール	←											○年末特別パトロール
	徒歩パトロール	←											
2) 防災事業	緊急パトロール	←											
	散歩パトロール	←											
3) 環境美化事業	青パト講習会参加事業	←	○5/15										
	総合防災訓練事業	←					○9/2						
4) 地域団体支援事業	防災講演会開催	←					○未定						
	LED街灯維持管理事業	←											
5) お知らせ事業	ごみ分別収集の指導	←											
	不法投棄等防止事業	←											
6) お知らせ事業	まち発見ウォーキング事業	←											
	ガーデニング事業	←		○5/26									
7) お知らせ事業	神田川花と緑ふれあい公園	←								○7/1彼岸花植栽			
	あいさつ・声かけ事業	←											
8) お知らせ事業	あいさつ・声かけ事業	←											
	ふれあい交流事業	←											
9) お知らせ事業	神田川樹木看板設置事業	←											
	地域団体からの要請事業	←											
10) お知らせ事業	1) お知らせ事業	←											
	広報誌「いなほ」発行	←		○									○

第4号議案

平成24年度 高取まちづくり協議会収支予算書(案)

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:円)

I 収入の部	科目	24年度予算額	23年度決算額	増減額	備考
1	補助金等収入	8,137,000	6,750,000	1,387,000	市民予算枠事業交付金 7,408,000円 地域内分権推進事業交付金 729,000円
2	参加費収入	40,000	44,000	△ 4,000	講座等参加費
3	雑収入	30,000	37,392	△ 7,392	預金利息、コピ代
4	前年度繰越金	1,155,712	1,650,845	△ 495,133	
	※ハード整備事業交付金	0	900,000	△ 900,000	(23年度限り)
	収入合計	9,362,712	9,382,237	△ 19,525	
II 支出の部	科目	24年度予算額	23年度決算額	増減額	備考
1	事業費 計	5,937,000	6,253,677	△ 316,677	
1)	防犯パトロール事業	897,000	1,218,924	△ 321,924	
	青パト事業	865,000	1,172,684	△ 307,684	保険、燃料、謝礼、飲料、青パト修繕料、防犯ベスト帽子(h23車検済み)
	徒歩パト事業	18,000	19,340	△ 1,340	バス、謝礼、飲料代
	緊急パト事業	2,000	2,000	0	謝礼、飲料代
	散歩パト事業	12,000	24,900	△ 12,900	飲料代
2)	防災事業	298,000	108,000	190,000	
	総合防災訓練	221,000	108,000	113,000	四町内会規定額訓練費、飲料代・非常用保存食
	防災講演会開催事業	77,000	0	77,000	講師料、食事代、参加者飲料代
	LED街路灯管理事業	0	0	0	(3年間は保証期間のため)
3)	-1まちなか美化事業	770,000	157,591	612,409	
	ごみ分別収集の指導	10,000	7,536	2,464	消耗品費
	不法投棄等防止事業	70,000	54,495	15,505	カスネット、看板
	まち発見ワークショップ事業	25,000	3,560	21,440	PR代、飲料代
	ガーデニング事業	665,000	92,000	573,000	芝刈り機(570,000円)、花の苗、講習会参加費
3)	-2稗田川花と緑ふれあい事業	2,622,000	2,626,762	△ 4,762	球根、草刈機、間伐代、チラシ印刷代、お土産代、消耗品
4)	-1あいさつ・声かけ事業	250,000	195,350	54,650	横断幕等
4)	-2ふれあい事業	500,000	500,000	0	子ども会交流事業
4)	-3稗田川樹木看板設置事業	300,000	0	300,000	【24年度より新規事業】イベント会場設置費、消耗品費
4)	-4地域団体からの要請事業	100,000	0	100,000	【24年度より新規事業】2団体×50,000円
5)	広報誌いなほ発行事業	200,000	127,050	72,950	カラー印刷代(4回)
	※ハード整備事業	0	1,320,000	△ 1,320,000	(23年度限り)
2	管理費 計	2,538,000	1,972,848	565,152	
1)	謝礼	1,820,000	1,430,400	389,600	団体・事務局謝礼、役員・事業活動費
2)	会議費	70,000	53,884	16,116	飲料代
3)	旅費交通費	8,000	0	8,000	交通費
4)	消耗品費	200,000	182,812	17,188	事務用品、事務所消耗品など
5)	通信運搬費	40,000	38,112	1,888	電話代・ファクシ切手代
6)	手数料	250,000	215,021	34,979	コピー機リース料、コピー料
7)	保険料	150,000	52,619	97,381	活動保険料
3	予備費	887,712	0	887,712	
	支出合計	9,362,712	8,226,525	1,136,187	

科目間の流用は認める。

第5号議案

平成24年度 高取まちづくり協議会 役員（案）について

役職名	区分	氏名	備考
会長	新規	酒井 康 満	前 まち協副会長（論地町）
副会長	新規	荒川 昭 治	まちなか美化グループリーダー（本郷町）
副会長	新規	佐野 松 男	防犯グループリーダー（本郷町）
副会長	新規	杉浦 秀 敏	防災グループリーダー（向山町）

事務局長	継続	神谷 文 夫	向山町
会計	新規	服部 允 彦	清水町

監事	継続	杉浦 正 博	論地町
監事	新規	神谷 強	前 まち協副会長（本郷町）
監事	新規	深谷 洋 定	前 まち協会計（清水町）

参 考

役 職 名	区分	氏 名	備 考
代表理事	新規	青 山 光 博	清水町町内会 24年度会長
代表理事	新規	野々山 安 清	本郷町町内会 24年度会長
代表理事	新規	丸 木 久 芳	向山町町内会 24年度会長
代表理事	新規	杉 浦 祚 文	論地町町内会 24年度会長
代表理事	継続	神 谷 俊 夫	稗田川「花と緑ふれあい公園」プロジェクトリーダー
代表理事	継続	竹 内 亨 弘	高取公民館 館長
代表理事	新規	杉 浦 喜 博	高取小学校PTA 24年度会長
代表理事	新規	浅 井 久 枝	高取地区子ども会 24年度副会長
代表理事	新規	大 岡 正 代	高取婦人会 24年度会長
代表理事	新規	飯 本 重 弘	いきいきクラブ清水会 24年度会長

オブザーバー	神 谷 勇 二	高取小学校 校長
オブザーバー	都 築 公 人	高浜中学校 校長
オブザーバー	高 橋 正	南中学校 校長

顧 問	小野田 由紀子	高浜市議会議員
顧 問	杉 浦 敏 和	高浜市議会議員
顧 問	磯 田 義 弘	高浜市議会議員

参 考

役 職 名	区分	氏 名	備 考
理 事	新規	深 谷 忠 道	清水町町内会 24年度副会長
理 事	新規	川 角 和 行	本郷町町内会 24年度副会長
理 事	新規	小 野 行 信	向山町町内会 24年度副会長
理 事	新規	川 角 満 乗	論地町町内会 24年度副会長
理 事	継続	磯 野 保 夫	まちなか美化グループサブリーダー
理 事	継続	荒 川 明 人	稗田川「花と緑ふれあい公園」プロジェクトチームリーダー
理 事	継続	深 谷 清 數	清水町
理 事	継続	神 谷 理	高取小学校 教頭
理 事	新規	浅 岡 淳 一	高取小学校PTA 24年度副会長
理 事	継続	森 下 雅 臣	高取小学校PTA 23年度会長
理 事	継続	荒 川 義 孝	高取小学校PTA 22年度会長
理 事	新規	宮 島 真 弓	高取幼稚園PTA 24年度会長
理 事	新規	大 館 友 美	高取幼稚園PTA 24年度副会長
理 事	新規	永 冶 史 子	高取保育園保護者の会 24年度会長
理 事	新規	小 関 美佐子	高取保育園保護者の会 24年度副会長
理 事	継続	杉 浦 久 美	高取地区子ども会 23年度副会長
理 事	新規	竹 内 康 子	子ども会（ひまわり） 24年度会長
理 事	新規	高 木 俊 子	子ども会（ろんち） 24年度会長
理 事	新規	片 岡 美 栄	子ども会（なかよし） 24年度会長
理 事	新規	杉 浦 洋 美	高取婦人会 24年度副会長
理 事	継続	杉 浦 久仁子	高取婦人会 23年度会長
理 事	継続	川 角 美 行	高取婦人会 23年度副会長
理 事	継続	生 田 泰 清	いきいきクラブ本郷白秋会 24年度会長
理 事	継続	杉 浦 嘉 之	いきいきクラブ向山親友会 24年度会長
理 事	新規	角 谷 清 一	いきいきクラブ新和会 24年度会長
理 事	継続	川 角 拓 也	消防第4分団 24年度分団長
理 事	新規	吉 田 隆 博	消防第4分団 24年度副分団長
理 事	継続	野々山 啓	消防第4分団 23年度分団長

参 考

役 職 名	区分	氏 名	備 考
会 員	継続	小 高 国 博	向山町
会 員	継続	鈴 木 英 男	清水町
会 員	継続	大 岡 和 弘	本郷町
会 員	継続	神 谷 修	向山町
会 員	継続	角 谷 とみ子	論地町
会 員	継続	井 尾 詩 絵	向山町
会 員	継続	酒 井 節 子	論地町
会 員	継続	杉 浦 道 雄	向山町
会 員	継続	川 角 悦 夫	向山町
会 員	継続	神 谷 香代子	向山町
会 員	新規	浅 野 勝 次	清水町
会 員	新規	杉 浦 邦 彦	向山町
会 員	新規	太 田 邦 弘	向山町
会 員	新規	福 井 信 幸	論地町
会 員	新規	深 谷 幸 則	論地町
会 員	新規	牧 恵 美子	論地町
会 員	新規	野々山 千葉子	本郷町
会 員	新規	酒 井 修	論地町
会 員	新規	川 角 てる子	神明町
会 員	新規	見 澤 正 弘	清水町

協力団体	継続	(社)高浜市シルバー人材センター	代表 黒柳 峰代
協力団体	新規	水 明 会	代表 杉浦 好

参 考

平成24年度 実施事業グループ編成名簿 (案)

防犯・防災グループ

(敬称略)

	氏 名	所 属 団 体 等
防犯リーダー 防災リーダー	佐野 松 男	本郷町
	杉浦 秀 敏	向山町
	深谷 忠 道	清水町町内会 24年度副会長
	川角 和 行	本郷町町内会 24年度副会長
	小野 行 信	向山町町内会 24年度副会長
	川角 満 乗	論地町町内会 24年度副会長
	深谷 清 敷	清水町
	杉浦 洋 美	高取婦人会 24年度副会長
	川角 拓 也	消防第4分団 24年度分団長
	吉田 隆 博	消防第4分団 24年度副分団長
	野々山 啓	消防第4分団 23年度分団長

まちなか美化グループ

(敬称略)

	氏 名	所 属 団 体 等
リーダー サブリーダー	荒川 昭 治	本郷町
	磯野 保 夫	清水町
	竹内 亨 弘	高取公民館 館長
	杉浦 久仁子	高取婦人会 23年度会長
	川角 美 行	高取婦人会 23年度副会長
	飯本 重 弘	いきいきクラブ清水会 24年度会長
	杉浦 嘉 之	いきいきクラブ向山親友会 24年度会長
	角谷 清 一	いきいきクラブ新和会 24年度会長

稗田川「花と緑ふれあい公園」プロジェクトチーム

(敬称略)

	氏 名	所 属 団 体 等	
リーダー サブリーダー	神谷 俊 夫	本郷町	
	荒川 明 人	本郷町	
	荒川 昭 治	本郷町	
	佐野 松 男	本郷町	
	青山 光 博	清水町町内会 24年度会長	
	野々山 安 清	本郷町町内会 24年度会長	
	丸木 久 芳	向山町町内会 24年度会長	
	杉浦 祚 文	論地町町内会 24年度会長	
	神谷 理	高取小学校 教頭	
	大岡 正 代	高取婦人会 24年度会長	
	生田 泰 清	いきいきクラブ本郷白秋会 24年度会長	
	杉浦 好	水明会 代表	
	※関係団体	杉浦 勝 利	清流会 代表

地域団体支援事業グループ

(敬称略)

	荒川 義 孝	高取小学校PTA 22年度会長
	森下 雅 臣	高取小学校PTA 23年度会長
	杉浦 喜 博	高取小学校PTA 24年度会長
	浅岡 淳 一	高取小学校PTA 24年度副会
	宮島 真 弓	高取幼稚園PTA 24年度会長
	大館 友 美	高取幼稚園PTA 24年度副会長
	永治 史 子	高取保育園保護者の会 24年度会長
	小関 美佐子	高取保育園保護者の会 24年度副会長
	浅井 久 枝	高取地区子ども会 24年度副会長
	杉浦 久 美	高取地区子ども会 23年度副会長
	竹内 康 子	子ども会(ひまわり) 24年度
	高木 俊 子	子ども会(ろんち) 24年度
	片岡 美 栄	子ども会(なかよし) 24年度

高取まちづくり協議会規約

平成20年8月30日 施行

平成24年4月 1日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、高取まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、高浜市向山町一丁目214番地4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協議会は、高取小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、心ふれあう安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防犯事業

(2) 防災事業

(3) 環境美化（稗田川「花と緑のふれあい公園」プロジェクトは平成26年度にて再考するものとする。）

(4) 町内会等関係団体よりのすべての新規要請事業

2 前項第4号の新規事業の可否については、期首、期中を問わず代表者会出席者の過半数により議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。なお、代表者会は、前項の規定により新規事業の議決を行ったときは、速やかに理事会に報告するものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 協議会の会員は、次のとおりとする。

(1) 役員（会長、副会長（防犯・防災グループリーダーを兼務）、会計）、監事及び事務局長

(2) 代表理事は、四町内会会長、グループリーダー、高取公民館、高取小学校PTA、高取地区子ども会、高取婦人会、いきいきクラブ、かるがも会の各々の代表者とする。

(3) 理事は、四町内会副会長とその他の団体は代表理事以外とする。

(4) 会員は、役員、代表理事、理事の任期満了後本人意思により引き続き協議会活動に賛同する方または、協議会活動に賛同する高取小学校区内在住及び在勤の個人、団体、企業とする。

(5) 高取小学校長、高浜中学校長、南中学校長はオブザーバーとする。

(入会)

第6条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 高取小学校区内に在住し、若しくは在勤する者又は協議会が実施する事業に関係する者であること。

(2) 宗教活動に利用する者でないこと。

(3) 暴力団員又はその関係者でないこと。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書（以下「申込書」という。）を会長に提出しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 別に定める退会届（以下「退会届」という。）を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第4章 役員等

(役員等の定数)

第9条 協議会の役員等の定数は次のとおりとする。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人以上3人以内

(3) 代表理事 15人以内

(4) 理事 45人以内

(5) 監事 1人以上3人以内

(選任等)

第10条 役員は、総会において選任する。

2 監事及び事務局長は、前代表理事より選任する。ただし、再任の場合はこの限りではない。

3 監事は、理事又は協議会の事務局職員を兼ねることができない。

4 役員はすべて再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 代表理事は、会長及び副会長を補佐し、この規約の定め並びに総会、代表者会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。

5 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期等)

第12条 役員、監事、事務局長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第13条 事務局長の報酬は、月5万円とする。

2 その他必要な事項は、会長が別に定める。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、若干名とし、有識者のうちから、代表者会の推薦を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(事業グループ)

第15条 協議会に、第4条各号に掲げる事業を遂行するために事業グループを設けることができる。

2 代表理事及び理事は、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。

3 事業グループにグループリーダーを置き、グループ員より選任する。

4 事業グループは、所掌する事業の企画運営を行う。

(事務局及び職員)

第16条 協議会に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長、会計及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、代表者会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、代表理事及び理事をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任又は解任

(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表者会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 代表理事及び理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できない場合は、出席した役員の中から議長を選出する。

(定足数)

第23条 総会は、代表理事及び理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した代表理事及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代表理事及び理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代表理事及び理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した代表理事及び理事は、第23条、前条第2項、次条第1項第2号及び第44条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する代表理事及び理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 代表理事及び理事総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、代表理事及び理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(開催)

第29条 理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できない場合は、出席した役員の中から議長を選出する。

(議決)

第32条 理事会における議決事項は、第30条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない代表理事及び理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した代表理事及び理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する代表理事及び理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 代表理事及び理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 代表者会

(構成等)

第35条 代表者会は、会長、副会長、代表理事、事務局長及び会計をもって構成する。

(権能)

第36条 代表者会は、次の事項について議決する。

(1) 理事会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 町内会等関係団体よりの新規提案事業に関する事項
- (4) その他会務の執行に関する事項

(会議)

第37条 代表者会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

2 代表者会は、会長が招集する。

3 代表者会の議長は、会長がこれに当たる。

4 代表者会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金品

(2) 財産から生じる収入

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第39条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(予備費の設定及び使用)

第40条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、代表者会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第41条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、代表者会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第42条 協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第44条 この規約は、総会に出席した代表理事及び理事の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。

(解散)

第45条 協議会は、総会の議決に基づいて解散する。

2 前項の規定により解散する場合は、代表理事及び理事総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に譲渡するものとする。

第10章 雑則

(雑則)

第47条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表者会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、協議会の成立の日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

3 協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

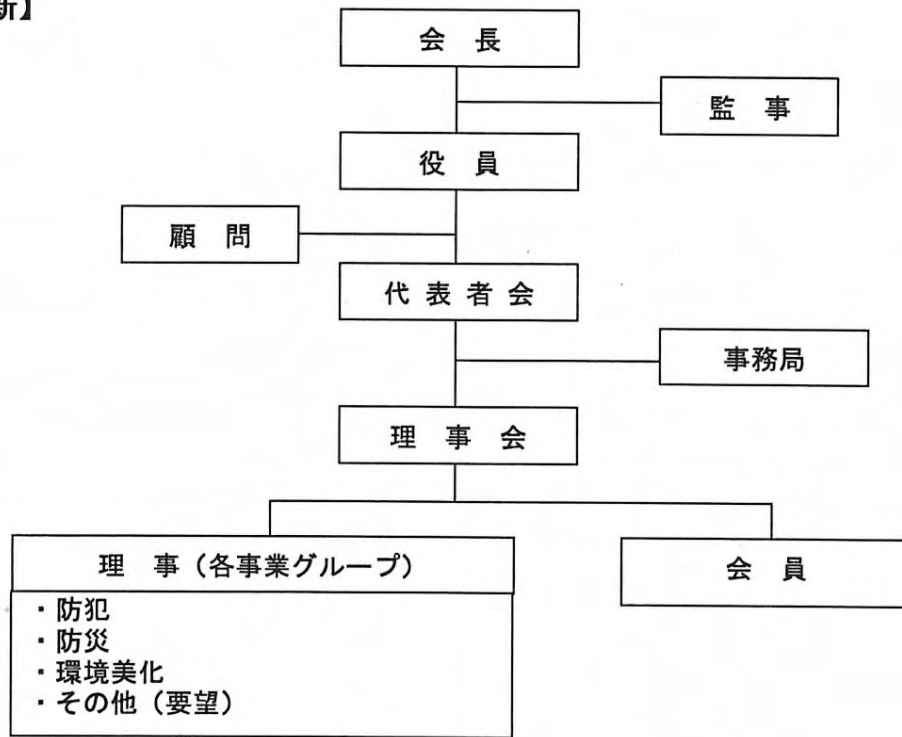
4 協議会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成24年4月1日より施行する。ただし、第10条第5項の改定規定は、平成23年10月1日より施行する。

組織図【新】



備品項目

品名	数量	保管・設置場所	管理者
芝刈り機	1台	水明会倉庫フレンド公園	水明会代表
AED	1台	まち協事務局	まち協事務局長
草刈機 (刈払機)	5台	まち協倉庫	まち協事務局長
インバーター発電機	1台	まち協倉庫	まち協事務局長
サークルライト	2セット	まち協倉庫	まち協事務局長
コードリール	2台	まち協倉庫	まち協事務局長
テント 大・小	4セット	農協センター(旧消防倉庫)	まち協事務局長
ワイヤレスアンプ	1台	まち協事務局	まち協事務局長
プロジェクター	1台	まち協事務局	まち協事務局長
ツルハシ	20本	農協センター(旧消防倉庫)	まち協事務局長

*水明会の倉庫は向山町フレンド公園 管理者 杉浦 好様

貸出について

- ・貸出は、高取まちづくり協議会各種団体に限ります。
- ・申請書類を記入して、まち協事務局長へ提出してください。
- ・備品を破損させた場合には必ず管理者に報告してください。
- ・各種団体が打合せ等を行う際に、まち協事務局を利用できます。(無料)
- ・事務局コピー機の使用は、事務局が開いている時間内にて、
1枚(片面) 5円(まち協資料無料)とし、使用簿に記入し、利用ください。

高取まちづくり協議会 事務局

連絡先

住 所	〒444-1313 高浜市向山町一丁目214番地4 高取公民館 2階
TEL/FAX	55-3894
事務局	13:30~16:30 (土日祝日以外)
Eメールアドレス	tori-machikyo@katch.ne.jp

高浜市民憲章

わたくしたち高浜市民は、力を合わせ、英知と勇気をもって実践します。

1. スポーツに親しみ、健康な体をつくります。
1. 教養をたかめ、心のかよう家庭をつくります。
1. 仕事に誇りをもち、豊かなまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよい社会をつくります。
1. きれいな水と青い空の、美しい郷土をつくります。